

# 羽島市公正入札調査委員会設置要領

平成6年 5月17日決裁

## 1 趣旨

この要領は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、羽島市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

## 2 調査審議事項

委員会においては、工事等について入札談合に関する情報があつた場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- （1）公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があつた場合の対応
- （2）その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

## 3 構成

委員会は、羽島市業者指名審査委員会規則（昭和53年羽島市規則第12号）第3条第1項により任命された指名審査委員及び入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課の長をもって構成するものとする。

2 委員会は副市長を長とし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

3 委員長は、必要があるときは、第1項に規定する委員に加え、特定の者を任命して委員に加えることができる。

## 4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があつた場合に、必要に応じて随時会議を開くものとし、会議の成立及び議決は次に掲げる事項を要件とする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議にかえることができるものとする。

- （1）委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- （2）委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## 5 会議の結果の報告

委員長は、委員会で決定した事項について、市長に報告するものとする。

## 6 守秘義務

委員長、委員長代理、委員及び事務担当は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 7 事務局

委員会の事務局は、総務部管財課に置くものとする。

## 8 その他の事項

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成 6 年 5 月 1 7 日から施行する。

### 附 則（改正 平成 9 年 5 月 1 6 日決裁）

この要領は、平成 9 年 5 月 1 6 日から施行する。

### 附 則（改正 平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日決裁）

この要領は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

### 附 則（改正 平成 2 6 年 3 月 3 1 日決裁）

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（改正 令和 2 年 3 月 2 4 日決裁）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。